

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日になるときは、その翌日)

◇告示

目次

- 保険医の登録
- 保険医療機関の指定
- 保存血液の購入価格の改訂
- 看護料支給基準の改訂
- 漁船損害補償法第百十二条第一項に基づく普通損害保険に付すべき同意を求めるための届出
- 育種母樹林及び普通母樹林の指定
- 県道の路線の廃止
- 県道の路線の認定
- 道路の区域の決定
- 都市計画の決定
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可

◇選管告示

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七

◇教委規則

号の一部改正

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則
鳥取県立科学博物館規程の一部を改正する規則
鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

告示

鳥取県告示第二百五十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
古賀 五之	米子市上後藤六五ノ八	鳥医 第一五八〇号	昭和四十六年三月十八日
馬嶋 一曉	米子市錦町二ノ二二三 田子方	鳥医 第一五八一号	昭和四十六年三月十八日

鳥取県告示第二百五十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二

年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日
三好 内科	米子市道笑町一丁目一〇一	内科、小児科	三好三千夫	昭和四十六年三月三十日

鳥取県告示第二百五十九号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年厚生省告示第七十七号)に基づく保険医及び保険薬剤師の使用医薬品のうち、保存血液の購入価格を次のように定め、昭和四十六年四月一日から適用し、昭和四十六年一月鳥取県告示第七十三号(保存血液の購入価格について)は、昭和四十六年三月三十一日限り廃止する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保存血液購入価格

二〇〇〇 一、五五〇円

(注) この購入価格は、最高価格を示したもので、この価格未満の場合は現に要した価格とする。

鳥取県告示第二百六十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第十条及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護

料支給基準を次のように定め、昭和四十六年四月一日から適用し、昭和四十五年四月鳥取県告示第二百六十三号(健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準について)は、廃止する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

看護料支給基準

看護の給付対象者	一日当たりの看護料		
	看護婦	准看護婦	看護補助者
一 コレラ患者、痘瘡患者、発疹チフス患者及びペスト患者	二、九六〇円	二、三七〇円	一
二 一に掲げる患者以外の法定伝染病患者、急性灰白髄炎患者、開放性結核患者、結核病棟に収容された非開放性結核患者及び精神病患者	二、三六〇円	一、九〇〇円	一、六六〇円
三 一及び二に掲げる患者以外の患者	一、九七〇円	一、五八〇円	一、三八〇円

備考 一 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。

二 医師が療養上徹夜看護を必要と認めるときは、一日当たりの看護料の額に二割五分の額を加算することができる。

三 この基準は、最高額を示したもので、看護料金がこの支給基準の範囲内であるときは、現に要した費用の額とする。

鳥取県告示第二百六十一号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定に基づき、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
発起人の住所及び氏名 西伯郡中山町大字塩津 柏尾竹雄 西伯郡中山町大字御崎 森長 栄 西伯郡名和町大字御来屋 御来屋 加入区 松田鶴吉 灘本 勇	漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 中山漁業協同組合 中山漁業協同組合 御来屋 漁業協同組合
加入区 中山加入区	縦覧期間 昭和四十六年三月三十日から昭和四十六年四月十三日まで 昭和四十六年三月三十日から昭和四十六年四月十三日まで
縦覧場所 中山漁業協同組合 御来屋 漁業協同組合	縦覧場所 中山漁業協同組合 御来屋 漁業協同組合

鳥取県告示第二百六十二号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第三条第一項の規定に基づき、育種母樹林及び普通母樹林を次のとおり指定する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00454

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七
〇、三〇〇	〇、〇二〇	〇、六三〇	〇、一六〇	一、〇三〇	〇、〇五〇	〇、〇九〇	〇、三二〇	〇、〇五〇	〇、一〇〇	〇、〇八〇	〇、〇六〇	〇、〇三〇	〇、〇四〇
東伯郡三朝町大字木地山 一、〇〇九ノ六	東伯郡三朝町大字木地山 一、〇〇九ノ六	東伯郡三朝町大字木地山 一、一三六	東伯郡三朝町大字木地山 一、一三〇	東伯郡三朝町大字木地山 一、一三三	東伯郡三朝町大字木地山 九五六ノ一	国府九五八ノ二	国府九五八ノ二	国府九五八ノ二	倉吉市横田九九一ノ二二	倉吉市横田九九一ノ二二	倉吉市横田九九一ノ二二	倉吉市横田九九一ノ二二	佐治村大字高山 六七四ノ一三
小椋 政美	小椋 政美	小椋 政美	小椋 政美	小椋 政美	小椋 政美	小椋 政美	小椋 政美	小椋 政美	倉吉市福光 山本 晃	倉吉市福光 山本 晃	倉吉市福光 山本 晃	倉吉市福光 山本 晃	佐治村大字加瀬木 西尾 寿一

三十四	三十三	三十二	三十一	三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一
〇、〇四	〇、〇二	〇、〇五	〇、〇六	〇、〇三	〇、〇三	〇、〇二	〇、一一	〇、〇三	〇、〇二	〇、〇三	〇、一九	〇、一二	〇、二九
矢田百合子	矢田幸雄	安田繁義 大字穴鴨	〃	小椋秀雄 大字木地山	河本益雄	河中清春	西村公雄	矢田秀雄	河中礼市	田中穴鴨 衛	〃	〃	小椋真一
一、〇九八ノ三一	一、〇九八	大字穴鴨一、〇九八ノ六	五八二ノ四	大字木地山四六〇ノ一	一、三三六	四一〇	八四一	六二六	六八八	大字穴鴨一、一二二	八三一ノ五	九六二	八二六ノ七

00450

四十八	四十七	四十六	四十五	四十四	四十三	四十二	四十一	四十	三十九	三十八	三十七	三十六	三十五
〇、〇二〃	〇、〇四〃	〇、〇七〃	〇、〇四〃	〇、一八〃	〇、〇四〃	〇、〇九〃	〇、一七〃	〇、〇三〃	〇、〇一〃	〇、〇三〃	〇、〇四〃	〇、〇二〃	〇、〇三〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六三ノ二	八六ノ一九	大栄町大字上種八六ノ一三九	大字中尾三六三		二二ノ六一	二二ノ二六七	二二ノ二三九	東伯町大字金屋五二ノ一	大字久原二五八	一、〇五六	一、二〇七ノ二	一、〇九二	七七八
〃	〃	大栄町大字上種	〃	〃	〃	〃	〃	東伯町大字中尾	谷 大字久原	〃	村上 喜代蔵	〃	西村 節夫
〃	〃	村 岡 幸一	〃	〃	〃	〃	〃	森 下 博	本 順一	〃	〃	〃	〃

六十二	六十一	六十	五十九	五十八	五十七	五十六	五十五	五十四	五十三	五十二	五十一	五十	四十九
ヒスノキギ	ヒスノキギ	アカマツ	〃	〃	ヒノキ	スギ	〃	ヒノキ	クロマツ	〃	〃	〃	〃
八八〇	八八三ノ五	七七二	七〇二	七七二	倉吉市志津七七二ノ四	若桜町大字糸白見 六八六ノ七、八、一〇	智頭町大字西谷 七五六ノ七六〇	八頭郡八東町大字佐崎四四八ノ二 四四九 四五〇第二	鳥取市伏野一、七七一ノ二外	一、八一二	一、七九六	大字妻波一、七九七	五七二ノ三
一、一一〃	〇、六一〃	〇、一四〃	〇、六七〃	〇、七五〃	〇、九二〃	三、二四〃	六、一六〃	三、四四〃	〇、一四〃	〇、二四〃	〇、四八〃	〇、三一〃	〇、〇五〃
〃	〃	〃	〃	〃	倉吉市志津 小林 正隆	〃	〃	八頭郡八東町大字才代四九 花 木 直 之	鳥取市中の茶屋、 竹 本 晋	〃	〃	松 大 字 妻 波 井 輝 男	〃

鳥取県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、
次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

六十三	アカマツ	クromaツ	上古川八九二	〇、四〇〃	桑垣健治
六十四	スギ	東伯郡三朝町大字三徳一、〇二二	〇、四一〃	東伯郡三朝町大字三徳米田範直	
六十五	アカマツ	大栄町大字亀谷九五六	一、一七〃	大栄町大字亀谷池本実	
六十六	アカマツ	九七九 九八〇	〇、八六〃	〃	
六十七	アカマツ	大字由良宿 二、〇五六、二、〇五八	一、八三〃	齐尾正人	
六十八	アカマツ	二、〇〇二 二、〇〇三 二、〇〇九	〇、九四〃	〃	
六十九	アカマツ	大字妻波一、七三四 一、七三五	一、三四〃	松井輝男	
七十	アカマツ	クromaツ	五、二四〃	〃	

鳥取県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の
路線を次のように認定する。

69	整理番号	線路名	終起点	重要な経過地
小鹿溪線			東伯郡三朝町大字中津字中原 東伯郡三朝町大字片柴	

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

208	整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
		中三朝線	八頭郡佐治村大字中 東伯郡三朝町大字片柴	

鳥取県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年三月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

208	整理番号	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
		中三朝線	東伯郡三朝町大字中津字 中原五〇九の一の先から 〃 大字片柴字 郷道一三一五の先まで	三・〇 一八・五	二二、九七二・〇

鳥取県告示第二百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 都市計画の種類
土地区画整理事業
- 二 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の認可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 施行者の名称
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業二等大路第三類第三号大工町土居叶線
- 三 事業施行期間
昭和四十一年八月六日から昭和四十八年三月三十一日まで
- 四 事業地

鳥取市富安、吉成、大覚寺、的場、宮長及び叶地内

鳥取県告示第二百六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の認可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三・三・三外港外江線

三 事業施行期間

昭和四十三年十二月二十八日から昭和四十七年三月三十一日まで

四 事業地

境港市上道町字中道、字大蛇郷、字摺鉢、字川底、字下鴻河、字中鴻河、字下頭無及び字中頭無地内

鳥取県告示第二百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の認可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三・五・八内町道笑町線

三 事業施行期間

昭和四十一年九月二日から昭和五十年三月三十一日まで

四 事業地

米子市東倉吉町、中町、紺屋町、四日市町及び東町地内

鳥取県告示第二百七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の認可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業第一号下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年九月二十七日から昭和四十九年三月三十一日まで

四 事業地

鳥取市東町一丁目、二丁目、三丁目、尚徳町、栗谷町、江崎町、馬場町、上町、中町、立川町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、吉方町一丁目、二丁目、御弓町、大工町頭、大桜町、庵丁人町、掛出町、元大工町

上魚町、若桜町、鍛冶町、職人町、桶屋町、寺町、湯所町一丁目、二丁目、材木町、玄好町、西町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、片原一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、二階町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、茶町、新町、元魚町一丁目、二丁目、三丁目、川端一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、元町、戒町、吉方温泉一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、東品治町、弥生町、瓦町、今町一丁目、二丁目、南町、行徳、西品治、相生町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、寿町、栄町、永楽温泉町、末広温泉町及び新品治町地内

鳥取県告示第二百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の認可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業二等大路第三類第一号新倉吉線

三 事業施行期間

昭和四十二年十月三日から昭和四十七年三月三十一日まで

四 事業地

倉吉市字宮川町二丁目、塚町三丁目、明治町二丁目、大正町二丁目、

旭田町、金森町、金森、下中島、中島、茶屋渡、上中島、的場、新蔵付、養玄開、千人破戸及び西淀広地内

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

「北垣胃腸科病院 鳥取市大槻町一七」を削る。

教育委員会規則

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則

鳥取県立図書館規程（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「 気高分館 気高郡気高町」を削る。

附 則

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

鳥取県立科学博物館規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県立科学博物館規程の一部を改正する規則

鳥取県立科学博物館規程（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第九

号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び指導調査係」を「指導調査係及び美術係」に改める。

別表第三号中「学芸員」の下に「・技師」を加える。

附 則

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取工業高等学校の項所在地の欄中「鳥取市立川町五丁目三二〇番地」を「鳥取市生山一一一番地」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。